

平成31年2月26日

平成31年度福島県母子家庭等就業・自立支援事業業務委託質問書に対する回答

No.	質問事項	県回答
1	<p>【人員の選定】の要件にあります「キャリアコンサルタント」について、試験合格はしていますが、現時点では名簿登録がまだ済んでおらず、平成31年度中の登録を目指しています。その場合は該当になりますか？</p>	<p>○ 平成31年度福島県母子家庭等就業・自立支援事業業務委託仕様書（企画コンペ用）3-(1)-(ウ)「人員の選定」に記載のとおり、「キャリアコンサルタント試験に合格し、キャリアコンサルタント名簿に登録された「キャリアコンサルタント」の国家資格を有する者」が該当になります。</p> <p>お問い合わせの件につきましては、キャリアコンサルタント試験に合格したものの未登録であることから、該当になりません。</p> <p>○ ただし、キャリアコンサルタント試験に合格された方が、受験資格のひとつである「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談に関し、3年以上の経験を有する者」に該当することにより受験した場合、上記仕様書の「人員の選定」中、「・安定所の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者」に該当し、人員として選定することができるものと考えます。</p>
2	<p>「キャリアコンサルタント」の資格を有する者は施設常駐が必須になりますか？</p>	<p>ひとり親家庭の相談窓口としての対応となりますので、常駐することが必須になります。</p>